

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領 正誤表

頁	誤	正
<p>11 頁 (別記 1)</p>	<p>9 地域特認 地域の实情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の 2、3 及び <u>7</u> の上限単価を超える事業については、地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）が整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合又は都道府県知事が要綱別記 1 の第 1 の 4 に基づき地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に助成できるものとする。</p>	<p>9 地域特認 地域の实情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の 2、3 及び <u>8</u> の上限単価を超える事業については、地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）が整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合又は都道府県知事が要綱別記 1 の第 1 の 4 に基づき地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に助成できるものとする。</p>
<p>33 頁 別記様式 第 6 号</p>	<p>(別紙 1) (1) 推進事業（鳥獣被害防止総合支援事業）の概要 ○○県（都<u>動</u>府）計画（又は実績）</p>	<p>(別紙 1) (1) 推進事業（鳥獣被害防止総合支援事業）の概要 ○○県（都<u>道</u>府）計画（又は実績）</p>